

メール119通報システム利用案内

秩父消防本部

1 メール119通報システムの概要

このシステムは、音声による119番通報が困難な聴覚障がい、音声障がい、言語障がいのある方、またはその他疾病等により会話が困難である等の事由により、音声による119番通報が困難である方（以下「聴覚障がい者等」という。）が、パソコンや携帯電話のインターネット接続端末機から、電子メールを利用して消防車や救急車を要請するシステムです。

2 利用対象者

秩父広域市町村圏組合管内（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に居住、通勤又は通学している聴覚障がい者等で、以下の利用条件、注意事項について承諾を得られる方が対象となります。

3 利用条件

- (1) メール119通報システム（以下「システム」という。）を利用するには、申請書に必要な事項を記入し、消防長に提出し登録することが必要となります。
なお、登録できるメールアドレスは利用者1名につき2つまでとなります。
- (2) システムは、他の手段による通報ができない場合に利用することができます。
- (3) システムは、秩父広域市町村圏組合管内への消防車、救急車の要請に限り利用することができます。
- (4) システムは、添付ファイルや画像等の特別なアプリケーションソフトには対応していません。
- (5) システムを利用する際に発生する、通信利用料やプロバイダー利用料は利用者負担となります。

4 注意事項

- (1) 電子メールは、通信状況により遅延や消失する可能性があることから、消防本部ではシステムへの通報を受け付けた旨のメールを返信します。
この返信メールが無い場合は、消防本部に要請メールが届いていない可能性があるため、近くの人に助けを求めるなど別の通報手段を講じるようにしてください。
- (2) システムへの通報を行った後、電波状況の悪い場所へ移動したり、携帯端末機等の電源を切ったりしないでください。
- (3) システムは登録制のため、登録した方以外にはメールアドレスを教えな

いでください。

- (4) システムは緊急通報用ですので、問い合わせや相談等には応じられません。
- (5) 通報の受信後、要請場所等が不明な場合には、詳細な要請場所を確認するための返信メールを送信します。
この場合、消防車等の出場までに時間がかかります。
- (6) メールアドレスを変更した場合は、速やかに変更申請をしてください。
- (7) 迷惑メール対策を実施している端末は、以下のドメインが受信可能になるよう設定をしてください。
なお、設定変更は各端末の説明書等を参照してください。
(指定ドメイン @chichibu.ne.jp)
- (8) システムに対し、いたずら等不適切な使用をした場合は、予告なく登録の取消をする場合があります。

5 利用までの手続き

(1) 申請方法

このシステムの利用を希望する方は、申請書「メール119通報システム利用登録申請書」(以下「申請書」という。)に必要な事項を記入し、秩父消防本部指令課に持参してください。

(2) 必要書類等

- ① 秩父広域市町村圏組合管内に在住の方は、在住確認できるものをご提示ください。(免許証、保険証等)
- ② 秩父広域市町村圏組合管内に通勤・通学されている方は、通勤・通学確認ができるものをご提示ください。
- ③ 障害者手帳をお持ちの方は、手帳の写しを提出してください。
お持ちでない方は、医師の診断書等、第三者により証明できる書類を提出してください。

(3) 承諾・登録・利用開始通知

提出して頂いた申請書に基づき、システムの利用を承諾するか否かを審査し、承諾の可否を申請書に記載されたメールアドレスに通知します。承諾した場合、消防本部指令課で登録作業を行います。登録完了後、指令課から申請書に記載されたメールアドレスに登録完了メール及び通報様式を送信します。

このメールが正しく受信された時から利用可能となります。

※登録完了メール

こちらは秩父消防本部指令課です。
メール119通報システムへの登録が完了しました。
登録番号は「〇〇〇〇」です。
メール119通報用アドレスは「〇〇〇〇.jp」です

※通報様式

宛 先	〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp
件 名	メール119通報
本 文	登録番号：〇〇〇〇 氏 名：消防太郎 要請種別：火災 救急 その他 要請場所 市 町：秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 大 字：〇〇 丁 目：〇丁目 番 地：〇〇番地〇号 目 標 物：秩父消防本部の北側 等 災害概要：〇階建ての家が燃えている 1時間前から腹痛 転んで頭から出血がある 火災報知器が鳴っている 等

(4) 登録後の変更及び利用中止

登録内容の変更または利用を中止する場合は、申請書に必要な事項を記入し(1)の申請方法と同様の方法で提出してください。

6 個人情報管理

(1) 個人情報の利用範囲

申請書に記入されている個人情報については、メール119通報システムに伴う業務の範囲内で使用し、それ以外での使用は致しません。

(2) 個人情報の第三者への提供について

緊急時に、消防本部で必要と判断した場合には、申請書の記載項目について第三者に提供する場合があります。

(3) 個人情報の変更及び取消について

指令課で利用の変更・中止に係る申請書を受理後、直ちに登録の変更・取消を行います。

(4) 個人情報の開示について

個人情報の開示請求があった場合は、利用者本人に確認させて頂いた上で開示します。

7 問い合わせ先

メール119通報システムに関する質問または相談については、消防本部指令課までご連絡ください。

秩父消防本部 指令課

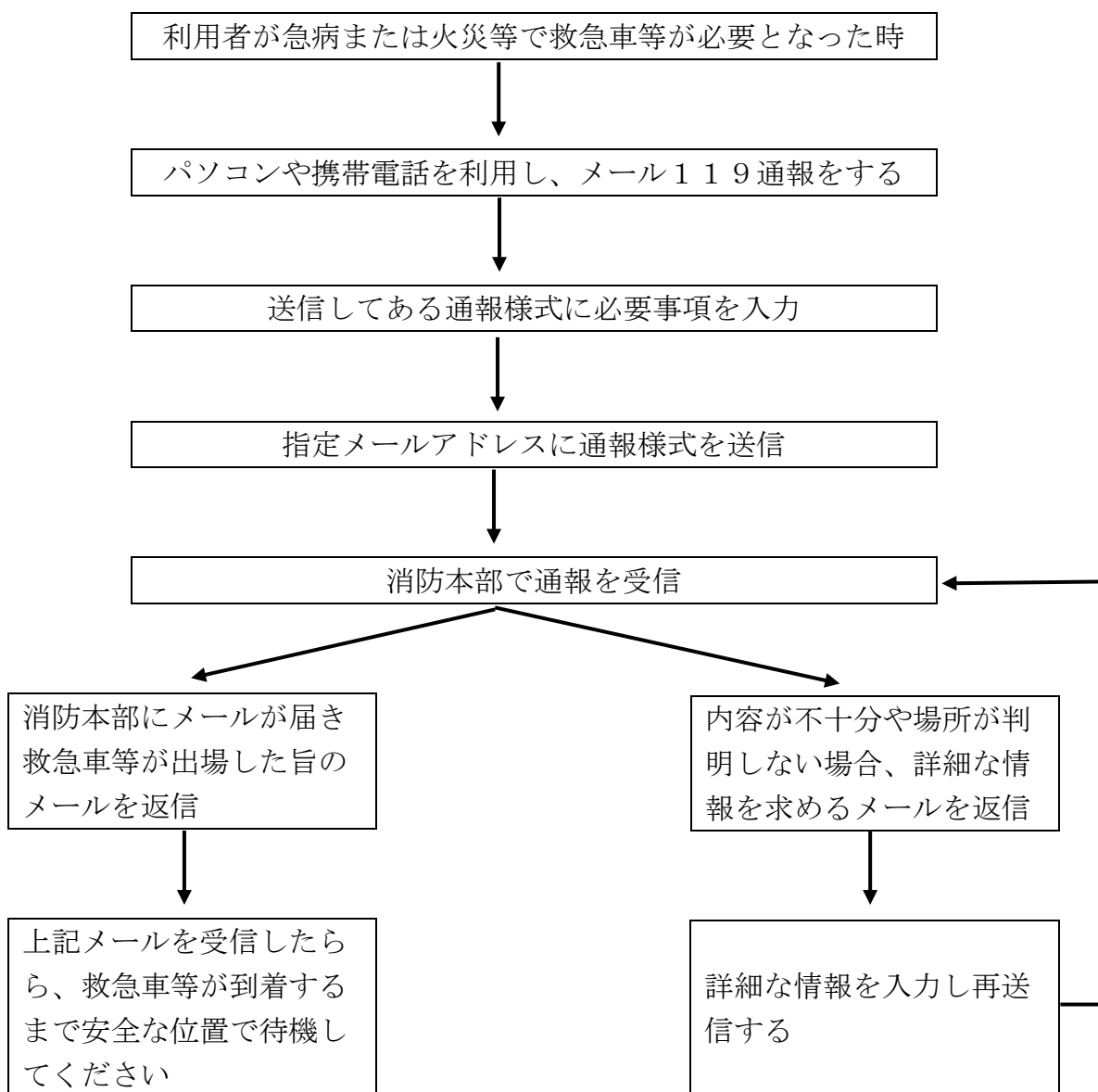
所在地 〒368-0021 秩父市下宮地町10-25 消防本部3階

電話 0494-21-0119 (午前8時30分～午後5時15分)

FAX 0494-21-0124 (午前8時30分～午後5時15分)

メール syoubousirei@union.chichibukouiki.lg.jp

通報要領



※消防本部から救急車等が出場した旨のメールが届かない場合、近くの人に助けを求めるなど、別の通報手段を講じてください。